

内水面における共同漁業

免許番号	漁業の免許を受けた者		漁業権の内容						関係地区	存続期間
	住所	名称	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件		
内共第1号	酒田市新堀字前岡97番地	両羽漁業協同組合 外1組合	第五種共同漁業	うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 やつめうなぎ漁業 さくらます（やまめ）漁業 もくずがに漁業	周年	酒田市地内	東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸330メートル（CSNo.99）、右岸670メートル（CSNo.97）の両点を結ぶ線から下流河口までの最上川及び同町大字西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から下流最上川との合流点までの京田川	さし網を流して行うさくらます（やまめ）漁業は27統以内にすするほか、公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	酒田市宮野浦一丁目、宮野浦二丁目、宮野浦三丁目、高見台二丁目、緑ヶ丘一丁目、若宮町二丁目、若原町、堤町、亀ヶ崎一丁目、亀ヶ崎二丁目、亀ヶ崎三丁目、亀ヶ崎四丁目、亀ヶ崎五丁目、亀ヶ崎六丁目、亀ヶ崎七丁目、落野目、新堀、丸沼、大宮、遊摺部、小牧、板野辺新田、板戸及び広野（字大淵、字福岡、字興屋及び字三本柳を除く。）	平成26年1月1日から令和5年12月31日まで
内共第2号	米沢市舘山二丁目2番21号	県南漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いわな漁業 にじます漁業 わかさぎ漁業	周年	米沢市、南陽市並びに東置賜郡川西町及び高島町地内	1 米沢市地内万里橋から下流東置賜郡川西町地内松川橋までの最上川、その支流（和田川においては東置賜郡高島町地内おつかな橋までとする。）及び小支流 2 栗子川、矢沢川、元小屋川、滝沢、大白布沢、綱木川、鳥川、太田川、大鎌沢、大猿倉沢、小猿倉沢、座沢、渋川及び逆沢川 3 東置賜郡川西町大字州島地内旧最上川（本郷古川）、同町大字高山地内旧最上川（角の目古川）、同町大字吉島地内旧最上川（北郷古川）及び南陽市大字梨郷地内旧最上川（梨郷古川）	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	米沢市、南陽市並びに東置賜郡川西町及び高島町	同
内共第3号	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙555番地の1	西置賜漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いわな漁業 にじます漁業	周年	長井市並びに西置賜郡白鷹町及び飯豊町地内	1 東置賜郡川西町地内松川橋から下流西置賜郡と西村山郡との境界までの最上川、その支流及び小支流 2 小屋川	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	長井市、西置賜郡白鷹町及び飯豊町、西村山郡朝日町大字今平並びに東置賜郡川西町大字大塚及び大字西大塚	同
内共第4号	西村山郡朝日町大字宮宿1184番地8	最上川第一漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業	周年	西村山郡朝日町及び大江町並びに寒河江市地内	1 西置賜郡と西村山郡との境界から下流寒河江市地内平塩橋から下流500メートルの地点までの最上川、その支流及び小支流 2 大溜沢及び空沢	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	西村山郡朝日町（大字今平を除く。）及び大江町並びに寒河江市（大字中郷、大字平塩、大字柴橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一部に限る。）	同

				さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業						
内共第5号	同	同	第五種共同 漁業	こい漁業 ふな漁業	周年	西村山郡朝 日町大字大 谷地内	馬神沼	公益上必要な行為に ついて十分配慮しな ければならない。	西村山朝日町（大字今平を除く。）	同
内共第6号	西村山郡河北町 谷地字山王23番 地1	最上川第二 漁業協同組 合	第五種共同 漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業 わかさぎ漁業 もくずがに漁業	周年	寒河江市、 天童市、東 根市、村山 市、西村山 郡河北町及 び西川町並 びに東村山 郡中山町地 内	1 寒河江市地内平塩橋から下流500メー トルの地点から下流村山市と北村山郡との 境界までの最上川、その支流（須川にお いては天童市地内中野目橋までとす る。）及び小支流 2 小見川（水源地及びその下流205メー トルの地点までの区域を除く。）、赤沢 川、小滑川、東又沢、西又沢、澄又沢、 濁又沢、櫛山沢及び石跳川	公益上必要な行為に ついて十分配慮しな ければならない。	寒河江市（大字中郷、大字平塩、大字柴 橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一 部を除く。）、天童市、東根市、村山 市、西村山郡河北町及び西川町並びに東 村山郡中山町	同
内共第7号	同	同	第五種共同 漁業	こい漁業 ふな漁業	周年	西村山郡西 川町大字沼 山地内	長沼	公益上必要な行為に ついて十分配慮しな ければならない。	西村山郡西川町	同
内共第8号	同	同	第五種共同 漁業	こい漁業 ふな漁業	周年	天童市大字 寺津地内	寺津沼	公益上必要な行為に ついて十分配慮しな ければならない。	天童市	同
内共第9号	同	同	第五種共同 漁業	にじます漁業	周年	西村山郡西 川町大字沼 山地内	大沼	公益上必要な行為に ついて十分配慮しな ければならない。	西村山郡西川町	同
内共第10号	尾花沢市北町一 丁目10番5号	丹生川漁業 協同組合	第五種共同 漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 にじます漁業 もくずがに漁業	周年	尾花沢市及 び北村山郡 大石田町地 内	1 村山市と北村山郡との境界から下流尾 花沢市と最上郡の境界までの最上川、そ の支流及び小支流 2 岩行沢川、高倉沢川、薬師沢川、中沢 川、刈安川、岩谷沢川及び北沢川	公益上必要な行為に ついて十分配慮しな ければならない。	尾花沢市及び北村山郡大石田町	同
内共第11号	最上郡舟形町舟 形122番地	小国川漁業 協同組合	第五種共同 漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業	周年	最上郡舟形 町及び最上 町地内	1 尾花沢市と最上郡との境界から最上郡 舟形町と同郡大蔵村との境界までの最上 川、その支流及び小支流	公益上必要な行為に ついて十分配慮しな ければならない。	最上郡舟形町及び最上町	同

				ふな漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業			2 刀場沢、小荒沢、東又沢、西又沢、黒沢川、火ノ沢川、水無沢川、末沢川、仏沢川及び鍋倉沢			
内共第12号	同	同	第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	周年	最上郡舟形町大字舟形字十二河原地内	溜池	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	最上郡舟形町	同
内共第13号	新庄市大手町2番66号	最北中部漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業	周年	新庄市並びに最上郡大蔵村及び戸沢村地内	1 最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界から下流鮭川との合流点から上流800メートルの地点まで、鮭川との合流点から下流800メートルの地点から下流最上郡と東田川郡及び酒田市との境界までの最上川、その支流及び小支流 2 鮭川との合流点から上流の升形川及びその支流 3 新庄市と最上郡鮭川村との境界から上流の泉田川 4 上野川及び朴沢川	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	新庄市並びに最上郡大蔵村及び戸沢村（大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及び大字名高を除く。）	同
内共第14号	同	同	第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業	周年	新庄市金沢地内	山屋堤	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	新庄市	同
内共第15号	最上郡真室川町大字新町字天神460番地	最上漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業	周年	最上郡真室川町、金山町、鮭川村及び戸沢村地内	1 鮭川との合流点から上流及び下流それぞれ800メートルの地点までの最上川、最上川との合流点から上流の鮭川、それらの支流及び小支流 2 滝野川、後川、外沢川、主寝坂沢川、猪の沢川、鍋倉川及び上台川	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	最上郡真室川町、金山町、鮭川村及び戸沢村（大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及び大字名高に限る。）	同
内共第16号	東田川郡庄内町肝煎字蟹沢52番地	最上川第八漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業	周年	酒田市及び東田川郡庄内町地内	1 最上郡と東田川郡及び酒田市との境界から下流東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸330メートル（CSNo.99）、右岸670メートル（CSNo.97）の両点を結ぶ線までの最上川、その支流及び小支流	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	酒田市（平成17年10月31日における飽海郡松山町及び平田町の区域に限る。）及び東田川郡庄内町（三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、宮曾根、家根合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、弘	同

				いwana漁業 うなぎ漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業			2 小林川、楯山川及び相掛沢川		田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田を除く。)	
内共第17号	鶴岡市本町三丁目3番20号	赤川漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます(やまめ)漁業 いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業	周年	鶴岡市、酒田市並びに東田川郡三川町及び庄内町地内	1 東田川郡庄内町西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から上流の京田川、京田川との合流点から上流の藤島川及びそれらの支流 2 爪田沢	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	鶴岡市(平成17年9月30日における東田川郡榑引町、羽黒町及び藤島町の区域に限る。)、酒田市(広野新田、広野(字大淵、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。)、黒森、広岡新田及び浜中に限る。)、東田川郡三川町及び庄内町(三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、宮曾根、家根合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田に限る。)	同
内共第18号	同	同	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます(やまめ)漁業 いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業	周年	鶴岡市、酒田市及び東田川郡三川町地内	1 河口から上流の赤川、その支流及び小支流 2 小沢川	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	鶴岡市(加茂、湯野浜、油戸、今泉、金沢、宮沢、三瀬、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、小波渡及び堅苔沢並びに平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。)、酒田市(広野新田、広野(字大淵、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。)、黒森、広岡新田及び浜中に限る。)	同
内共第19号	同	同	第五種共同漁業	いwana漁業 ひめます漁業	周年	鶴岡市地内	1 大鳥池 2 東沢、中沢、西沢及び三角沢	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	鶴岡市(平成17年9月30日における東田川郡朝日村の区域に限る。)	同
内共第20号	飽海郡遊佐町遊佐字沖2番地の27	月光川養漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい(はや)漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます(やまめ)漁業 いwana漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業	周年	飽海郡遊佐町地内	1 河口から上流の月光川 2 月光川との合流点から上流飽海郡遊佐町地内出戸橋までの西通川 3 月光川との合流点から上流国有林界に設置した漁業用標柱までの庄内高瀬川、中折川、南折川、庄内熊野川及び洗沢川 4 庄内高瀬川との合流点から上流飽海郡遊佐町地内百々沢橋までの野沢川 5 山田川、南河前沢及び西河前沢	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	飽海郡遊佐町(比子、藤崎、庄泉、岩川、小松、豊岡、大蔵岡及び鹿野沢を除く。)	同
内共第21号	酒田市市条字八	日向荒瀬漁	第五種共同	あゆ漁業	周年	酒田市及び	1 河口から上流の日向川、その支流及び	公益上必要な行為に	酒田市(本楯、大豊田、刈屋、保岡、城	同

	森308番地	業協同組合	漁業	うぐい（はや）漁業 こい漁業 ふな漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業		飽海郡遊佐町地内	小支流 2 大禿沢、カメクラ沢及び小松ゾウ沢	ついて十分配慮しなければならない。	輪、庭田、豊原、宮内、千代田、米島、穂積、宮海、刈穂、上安田及び安田並びに平成17年10月31日における飽海郡八幡町の区域に限る。）及び飽海郡遊佐町（比子、藤崎、庄泉、岩川、小松、豊岡、大蔵岡及び鹿野沢に限る。）	
内共第22号	鶴岡市山五十川甲406	山戸漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 やつめうなぎ漁業 もくずがに漁業	周年	鶴岡市地内	河口から上流の五十川及びその支流	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	鶴岡市（五十川、山五十川、戸沢及び菅野代に限る。）	同
内共第23号	鶴岡市小名部字千田98番地1号	温海町内水面漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業	周年	鶴岡市地内	河口から上流の温海川及びその支流	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、槇代、湯温海及び早田に限る。）	同
内共第24号	同	同	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業	周年	鶴岡市地内	河口から上流の庄内小国川及びその支流	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、槇代、湯温海及び早田に限る。）	同
内共第25号	同	同	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 かじか漁業 さくらます（やまめ）漁業 いwana漁業 にじます漁業 やつめうなぎ漁業	周年	鶴岡市地内	河口から上流の鼠ヶ関川及びその支流	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、槇代、湯温海及び早田に限る。）	同
内共第26号	西置賜郡小国町大字岩井沢836番地	小国町漁業協同組合	第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい（はや）漁業 こい漁業 かじか漁業	周年	西置賜郡小国町地内	山形県と新潟県の県境から上流の荒川、荒川との合流点から上流の玉川、荒川との合流点から上流の横川及びそれらの支流	公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。	西置賜郡小国町	同

				やまめ漁業 いwana漁業 わかさぎ漁業						
内共第27号	東村山郡山辺町 大字畑谷1992番 地の3	作谷沢漁業 協同組合	第五種共同 漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業	周年	東村山郡山 辺町大字畑 谷地内	大沼	公益上必要な行為に ついて十分配慮しな ければならない。	東村山郡山辺町	同
内共第28号	同	同	第五種共同 漁業	こい漁業 ふな漁業	周年	東村山郡山 辺町大字畑 谷地内	荒沼	公益上必要な行為に ついて十分配慮しな ければならない。	東村山郡山辺町	同

内水面における区画漁業

免許番号	漁業の免許を受けた者		免許の内容たるべき事項				地元地区	存続期間
	住所又は所在地	氏名又は名称	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置及び区域		
内 区 第 1 号	南陽市若狭郷屋531番地の 2	遠藤嘉弘	第二種区画漁業	こい養殖業	周年	南陽市高梨工堤地籍12番ほか9筆 古峯原沼	南陽市	平成31年1月1日から 令和5年12月31日まで
内 区 第 2 号	村山市大字富並3887番地	株式会社大高根じゅん菜採取	同	じゅんさい養殖業	同	村山市大字富並字大谷地4845番地 じゅんさい沼	村山市	同
内 区 第 3 号	村山市大字大槇1371番地	佐藤善洋	同	こい養殖業	同	村山市大字大槇地内 玉の木溜池	同	同
内 区 第 4 号	東根市大字羽入772番地	植松 巧	同	にじます養殖業	同	東根市大字羽入地内 小見川水源地及びその下流205メートルまでの小見川	東根市	同
内 区 第 5 号	最上郡舟形町舟形138番地	伊藤俊作	同	こい養殖業	同	新庄市大字鳥越字大森沢地内 溜池	新庄市	同
内 区 第 6 号	長井市成田1880番地の 1	有限会社高橋鯉屋	同	同	同	東置賜郡高島町大字高安字清水前5番2 清水ヶ原溜井	東置賜郡 高島町	同
内 区 第 7 号	米沢市東一丁目 8 番18号	株式会社米沢鯉六十里	同	同	同	米沢市三沢字川筋参26127番 1 片子温水溜池	米沢市	同